

令和4年度
柏市健康福祉審議会
全体会

会議資料

令和4年5月19日

保健福祉部・保健所・こども部

目 次

1	柏市健康福祉審議会委員名簿	2
2	各部署の事業概要等について	
(1)	保健福祉部	3
(2)	保健所	9
(3)	こども部	12
3	保健福祉部・保健所・こども部 幹部職員名簿	15
4	資料	
(1)	令和4年度専門分科会開催予定	16
(2)	柏市健康福祉審議会の構成	17
(3)	柏市健康福祉審議会条例	18
(4)	柏市健康福祉審議会市立病院事業 検討専門分科会規則	24
(5)	柏市健康福祉審議会運営要領	25

1 柏市健康福祉審議会委員名簿

(敬称略, 50音順)

No.	氏名	ヨミ	所属など
1	秋谷 正	アキヤ タダシ	柏市社会福祉協議会
2	阿部 孝	アベ タカシ	柏市ふるさと協議会連合会
3	飯島 勝矢	イイジマ カツヤ	東京大学高齢社会総合研究機構
4	石橋 真理子	イシバシ マリコ	公募委員
5	井部 泰子	イベ タイコ	千葉県社会福祉士会
6	岩田 久美	イワタ クミ	柏市小中学校校長会
7	大塚 紫乃	オオツカ シノ	江戸川大学
8	大村 美保	オオムラ ミホ	筑波大学
9	岡田 剛	オカダ ツヨシ	柏市医師会
10	小熊 良	オグマ タダシ	千葉県柏児童相談所
11	狩野 宏樹	カノウ ヒロキ	柏市介護支援専門員協議会
12	川野 優	カワノ スグル	柏市地域生活支援センター (あいネット)
13	小柴 明人	コシバ アキト	千葉県立柏特別支援学校
14	埴 久美子	サコ クミコ	公募委員
15	須田 仁	スダ ヒトシ	聖徳大学
16	豊田 泉	トヨダ イズミ	柏市心身障害者福祉連絡協議会
17	中川 博	ナカガワ ヒロシ	柏市社会福祉協議会
18	長瀬 慈村	ナガセ ジソン	柏市医師会
19	中村 佳弘	ナカムラ ヨシヒロ	柏市薬剤師会
20	中山 宙久	ナカヤマ ヒロヒサ	柏歯科医師会
21	平野 清	ヒラノ キヨシ	柏市医師会
22	堀田 きみ	ホッタ キミ	柏市非営利団体連絡会
23	松浦 俊弥	マツウラ トシヤ	淑徳大学
24	松永 光代	マツナガ テルヨ	社会福祉法人 緑の会
25	水野 誠志	ミズノ マサシ	柏市認定こども園協議会
26	村上 広子	ムラカミ ヒロコ	柏市民健康づくり推進員連絡協議会
27	望田 八重子	モチダ ヤエコ	柏市ひとり親福祉会
28	山田 聡	ヤマダ サトシ	柏市私立幼稚園協会
29	山名 恵子	ヤマナ ケイコ	柏市民生委員児童委員協議会
30	吉野 一實	ヨシノ カズミ	柏市老人福祉施設連絡協議会
31	渡部 昭	ワタナベ アキラ	柏市介護サービス事業者協議会
32	渡部 利一	ワタベ トシカズ	柏市視覚障害者協会

2 (1) 各部署の主な事業と課題

令和4年5月19日

健康福祉審議会全体会資料

1 部署名
保健福祉部
2 部の所管業務について
福祉政策課（重層的支援体制整備事業，高齢社会総合研究会，生涯現役促進協議会の運営，フレイル予防の啓発，柏市社会福祉協議会との調整，部内の総合調整） 福祉総務課（保健・福祉・医療施策の推進，民生委員，防災福祉K-Net 事業，墓地等の経営許可，日本赤十字社，戦没者遺族等の援護など） 地域医療推進課（在宅医療・介護連携の推進，地域医療，救急医療，柏地域医療連携センター管理など） 高齢者支援課（介護保険事業計画及び老人福祉計画の策定及び進行管理，介護保険の資格管理，賦課・徴収，給付，いきがづくり，敬老事業など） 地域包括支援課（地域包括支援センター，フレイル予防，高齢者の権利擁護，生活支援体制整備など） 法人指導課（社会福祉法人等の設立許可・指導監査，介護サービス事業者の指定・指導など） 医療公社管理課（市立柏病院及び介護老人保健施設の事業運営，施設管理及び建替整備事業） 障害福祉課（障害者施策，障害者基本(福祉)計画，障害者手帳，障害福祉サービス事業者等の指定・指導・監査，障害者の就労支援，障害者の相談支援，障害者の虐待防止，障害福祉サービス支給決定など） 生活支援課（生活保護相談及び金品支給，生活困窮者の支援，行旅死病人，ホームレス，無縁者の埋葬，中国残留邦人など）
3 令和4年度の主な方針と取り組み
(1) 市立柏病院の建替整備〈医療公社管理課〉 【課題内容】 <input type="checkbox"/> 市立柏病院の建築物・施設は，築40年以上を経過し老朽化が進んでいる <input type="checkbox"/> 老朽化した施設等を建替えた場合，以降の安定的な病院運営のためには経営改善が不可欠である 【取り組み】 <input type="checkbox"/> 市立柏病院の建替えに向けた取り組みとして，令和4年度は「市立柏病院再整備基本計画の策定を行い，この中で，全体計画をはじめ各診療科別の部門ごとの機能や人員配置，施設や敷地内の配置計画などを定めていく。（令和4年度当初予算で，委託費20,000,000円を計上） <input type="checkbox"/> また，国から求められている「公立病院経営強化プラン」の策定（令和4～5年度）に向け基礎的データの収集，課題の整理と対応方針の検討を行う
(2) 在宅医療・介護の推進〈地域医療推進課，地域包括支援課，高齢者支援課〉 【現状値】 <input type="checkbox"/> 在宅療養支援診療所数…31箇所（令和4年3月1日現在） <input type="checkbox"/> 認知症高齢者数（認知症自立度Ⅱa以上）…9,398人（令和3年10月1日現在）

【課題内容】

- 高齢になっても、病気を抱えていても、要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしく、望む暮らしを最期まで続けることができるよう、継続した在宅医療・介護連携の体制整備とともに、看取り対応等をはじめとする医療・介護職のスキル向上及び連携の促進、本人やその家族が望む暮らしを選択できるだけの十分な情報提供が必要
- 認知症（予備群含む 65 歳以上）の高齢者は約 4 人に 1 人といわれており、高齢化により益々の増加が予想されることから、正しい理解の促進と、早期診断・早期対応により適切な医療に結びつける体制整備をすることが必要

【取り組み】

- 在宅医療を利用する本人や家族、従事する多職種の評価を踏まえた在宅医療・介護連携のさらなる推進及び質の向上
- 在宅医療の当事者だけでなく、当事者を支える側の視点も踏まえた、多様な媒体を活用した多面的な情報発信の実施
- 地域支えあい推進員の配置や支えあい会議の開催を通して、コミュニティでの支えあい活動の推進を図るとともに、たすけあいサービスや通いの場の運営費等を支援
- 高齢者の増加等に伴う複合的・多種多様な課題等に対応し、地域の関係機関とのネットワークを構築するため、総合支援機能の充実と地域ケア会議の推進、活動評価を実施し、地域包括支援センターの機能を強化
- 地域包括支援センターの認知症地域支援推進員による認知症相談や認知症初期集中支援チームによる認知症の早期発見・早期治療への支援を実施
- かしわ認知症オレンジパスによる認知症の正しい理解と認知症カフェや認知症家族交流会を通じた認知症の人や家族の支援を実施

(3) 重層的支援体制整備事業の本格実施〈福祉政策課〉

【課題内容】

- 少子化や高齢化に伴い孤独、孤立が深刻化するとともに、地域課題が複雑化・多様化している。行政に寄せられる相談内容は多岐に渡っており、また、相談者の中には幾重にも絡み合った複合課題を抱えている方が散見される
- 現状では単一の専門相談支援機関による支援が主となっており、必ずしも複数の専門相談支援機関による複合的な支援に至っていない

【取り組み】

- 複合課題をもつ相談者・要支援者に対し、各制度の狭間に落ちないように、複数の専門相談支援機関が連携し、①「面」による相談支援体制、②課題解決までの間の伴走支援体制を構築する
- 柏市地域生活支援センター内に断らない相談窓口として「福祉の総合相談窓口」を整備
- 課題解決の出口として、課題を抱えた方が社会とつながり参加するための場を構築

(4) 市立柏病院の新型コロナウイルス感染症対策〈医療公社管理課〉

【課題内容】

- 新型コロナウイルス感染症の流行に対し、重点医療機関として求められる対策等を通常の診療と並行して実施する必要がある。

【取り組み】

- 市立柏病院では、新型コロナウイルス感染症対策として、以下の対策を実施している。

区分	取組項目	内容
1 外来診療	・発熱外来 ・夜間緊急外来	・発熱外来の実施（小児患者対応） ・自宅療養者急変時の受入れ
2 入院診療	・入院診療（重点医療機関）	・一般病棟を専用病棟に転用 ・中等症Ⅱまでの患者を受入れ
3 検査	・院内PCR検査 ・自費PCR検査 ・出張PCR検査	・PCR検査機器導入（130件/日） ・自費PCR検査の実施 ・学校・保育園等に職員派遣
4 発熱相談	・電話相談	・発熱相談医療機関 ・夜間休日発熱相談センター
5 予防接種	・個別接種（住民接種）	・5歳以上の接種を実施

(5) 健康長寿の推進〈地域包括支援課，高齢者支援課〉

【現状値】

- 第1号被保険者の要介護認定率…16.2%
- 要介護認定者数…18,517人（令和4年3月31日現在）

【課題内容】

- 健康寿命の延伸が不可欠な中、既存事業では要介護高齢者の抑制に限界が見られ、また、類似した事業が個別に行われ非効率となっていることから、組織が横断的に連携し効果的な事業の実施をすることが必要
- 高齢者の健康を維持するためには、運動、栄養（口腔、食）、社会参加の3つの要素が重要であり、中でも高齢者がいつまでも社会・地域の担い手・支え手として活躍することが、地域や社会の活性化のためにも重要

【取り組み】

- 高齢者一人ひとりが、運動・栄養・社会参加の視点に基づいたフレイル予防の必要性に気付き、主体的に活動できるようフレイル予防サポーターによるフレイルチェックやフレイル予防ポイント制度の拡充を進める。
- 厚生労働省の生涯現役促進地域連携事業を受託している柏市生涯現役促進協議会に参画、連携し、高齢者の就労や社会参加を促進
- 気軽に立ち寄れる身近な地域での居場所づくり

**(6) 柏市高齢者いきいきプラン21及びノーマライゼーションかしわプラン2021の進行管理と次期計画策定に向けた基礎調査の実施
〈障害福祉課，高齢者支援課〉**

【課題内容】

- 第4期柏市地域健康福祉計画の分野別計画に位置付けられる、柏市高齢者いきいきプラン21及びノーマライゼーションかしわプラン2021について、現行プ

ランの進行管理・評価を行うとともに、令和6年度からの次期計画の策定に向けて、地域課題を把握することが必要

【取り組み】

- アンケート調査等の基礎調査を実施し、現状・課題の認識を図るとともに、将来に向けた目標を設定

(7) 介護保険事業の適切運営〈高齢者支援課〉

【現状値】

- 30日以内に要介護（要支援）認定をする割合…17.0%

【課題内容】

- 介護が必要になった時に介護サービスが適切に利用できるための、利用手続き等の周知や迅速な要介護認定が必要
- 介護保険料の公平な賦課徴収
- 給付の適正化に努めるなど、介護保険制度の持続可能性の確保

【取り組み】

- 介護保険サービスを必要とする方が、適時適切にサービスにつながるができるよう、制度や相談窓口をわかりやすくまとめた手引きを作成、配布
- 必要な介護サービスが円滑かつ過不足なく利用できるよう、適切な要介護認定やケアプラン点検等を実施

(8) 障害者等の社会参加・就労支援の促進〈障害福祉課〉

【課題内容】

- コミュニケーション等に不安を抱える精神・発達障害が疑われる障害者手帳未所持者に対する社会参加及び就労支援の促進
- 市内企業に対する障害者雇用の促進
- 市内の就労継続支援A・B型事業所における工賃向上

【取り組み】

- 主に精神・発達障害が疑われる障害者手帳未所持者を対象に、柏市障害者等社会参加・就労支援事業を実施するとともに、市内企業における障害者雇用の促進するため、企業を対象とした障害者雇用に関する相談会を開催予定
- 市内の就労継続支援A・B型事業所の自主製品の販売及び受注業務等を通じて、月額平均工賃額を引き上げる取組を実施

(9) 地域生活支援拠点等による障害者相談支援体制の充実〈障害福祉課〉

【課題内容】

- 地域の身近な障害者に関する相談窓口の認知度が低い
- 障害者の高齢化・重度化、更には複合的な課題を抱えた事案が増加
- 障害・高齢・児童・生活困窮などの分野が有機的に連携していく仕組み作り

【取り組み】

- 相談から緊急時の対応等をワンストップで行う地域生活支援拠点を柏市内に4箇所を整備し、地域生活コーディネーターを配置
- 地域の身近な障害者に関する相談窓口のパンフレットを作成し周知する
- 地域生活支援拠点等の地域生活コーディネーターが、地域の相談支援専門員等が抱える困難事例などに対し、スーパーバイズ出来る体制構築を図る

- 重層的支援体制構築事業と連動し、地域生活支援拠点を中心となりながら各地域での分野を超えた連携が図れるよう、地域生活支援拠点の更なる体制の強化を図る

(10) 生活保護及び困窮者等支援体制の強化〈生活支援課〉

【現状値】

- 生活保護率…1.1%，被保護世帯数…3,923世帯（令和3年度）
- 生活困窮新規相談件数…745件（令和3年度）

【課題内容】

- 生活保護受給者及び困窮者に対し、自立した生活が営めるよう、就労支援事業等を展開し、自立支援を行う支援体制の強化

【取り組み】

- 面接相談員や就労支援相談員など専門の支援員が、相談者の課題を包括的に捉え、個別的・継続的に総合支援を実施
- 関係部署と連携し、重層的支援体制の強化

(11) 社会福祉法人、介護サービス事業所の指定、指導監査等〈法人指導課〉

【取り組み】

- ・基準に適合しない運営を行っている可能性がある法人や事業所について、内部通報や情報提供等を元に監査等を実施し適正化を図る

【現状値】

- 社会福祉法人 …… 24法人（新規認可1件）
- 介護サービス事業所 …… 1,074箇所（指定66件，廃止27件）
- 有料老人ホーム（サ高住舎） …… 77か所（新規届出7件）

※いずれも令和3年度

【課題内容】

- 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、既定の間隔での実地指導等（社会福祉法人3年，介護サービス事業所6年，有料老人ホーム等6年）の実施が困難となっており，法人や事業所の適正な運営確保が課題

【取り組み】

- 基準に適合しない運営を行っている可能性がある法人や事業所について，内部通報や情報提供等を元に監査等を実施し適正化を図る

(12) 社会的孤立・ひきこもり支援〈福祉政策課〉

【課題内容】

- ひきこもりの実態が多様であり，市として，ひきこもりの実数や年齢層などの状況を把握できていないため，政策としての必要性の有無や新たな政策の検討ができない状況にある

【取り組み】

- 令和4年度に市内のひきこもり状況を把握するための調査を実施

(13) ラコルタ柏（教育福祉会館）の管理運営〈福祉総務課〉

【現状値】

- 大規模改修工事を契機に内部をリニューアル
- 従来, 教育分野と福祉分野で分かれている運営について, 一体的な運用を目指し, 連携を推進

【課題内容】

- 教育と福祉機能が同一施設に配置されていながら, 強みを活かしきれていない
- 運営が別のため, 活用する内容が重複している
- 1~2階の総合福祉センターと3~5階の中央公民館で利用方法や料金等相違

【取り組み】

- 「誰もが集える みんながつながる 地域へ広がる」を館のコンセプトとする
- 教育福祉の一体的な運営により官民協働で地域へ発信する施設をめざす
- ラコルタ柏フェスティバルを開催

2 (2) 各部署の主な事業と課題

令和4年5月19日

健康福祉審議会全体会資料

1 部署名
保健所
2 部の所管業務について
<p>総務企画課（地域保健に係る企画立案・調整に関する事、診療所・薬局などに関する事、医療従事者免許など）</p> <p>保健予防課（健康危機管理総括、感染症発生時の対応及び予防・啓発、特定疾病対策事業等難病対応、精神保健福祉に関する相談・知識の普及など）</p> <p>生活衛生課（食中毒の予防、食品衛生関係施設及び環境衛生関係施設の衛生指導など）</p> <p>※動物愛護ふれあいセンター（動物愛護精神の普及啓発、犬の登録など）</p> <p>地域保健課（地域保健の推進、柏市民健康づくり推進員に関する事、母子保健の推進 妊娠子育て相談センターの運営など）</p> <p>健康増進課（健康増進の推進、予防接種、成人健診など）</p> <p>衛生検査課（腸内細菌検査等の衛生上の試験・検査に関する事など）</p>
3 4年度の主な方針と取り組み
<p>(1) 子どもの健やかな成長支援（地域保健課、健康増進課）</p> <p>【現状値】</p> <p><input type="checkbox"/> 妊娠子育て相談センター（子育て世代包括支援センター）の設置数 4箇所（平成30年度）</p> <p>【課題内容】</p> <p><input type="checkbox"/> 核家族化や地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦の方やその家族の方を支える力が弱くなっており、妊娠出産及び子育てに係る妊産婦の方等の不安や負担が増加</p> <p><input type="checkbox"/> 地域における妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援体制の充実が必要</p> <p>【取り組み】</p> <p><input type="checkbox"/> 妊娠から出産、育児まで切れ目のない支援を行うため「柏市妊娠子育て相談センター」において、妊婦の全数面接等により、妊娠や子育て家庭等の実情やニーズに応じたきめ細やかな支援を実施</p> <p><input type="checkbox"/> 出産後、家族等から十分な育児等の援助が受けられず、特に育児支援を必要とする家庭を対象に、産後も安心して子育てができるよう、宿泊又は通所サービスを利用して、母親の心身のケアや育児サポートを実施。（切れ目のない妊産婦の支援を強化するため、令和3年度にこども福祉課より事業移管）。</p> <p><input type="checkbox"/> 小児に対するインフルエンザ予防接種費用助成を開始（令和4年10月1日から） ＜対象＞生後6ヶ月から小学校6年生までの約4.6万人</p>

＜助成額＞該当年度中一人当たり1,500円×2回

(2) 健康増進の推進〈健康増進課〉

【課題内容】

- 健康寿命の延伸、生活習慣病の発症及び重症化予防を図るには、各世代を通じた市民の健康づくりに対する意識を高めるための働きかけが必要
- がん検診については、登録者数、受診率の向上が課題

【取り組み】

- 健康増進計画で定める重点9分野から、強化が必要な課題に絞り取り組むことで、より効果的な展開ができるように推進
- がん検診については、がんの早期発見・早期治療を目的に行っていることを市民に広く周知、啓発することで、登録者数、受診者数及び受診率を向上

(3) 食品・環境衛生対策の推進〈生活衛生課〉

【課題内容】

- 公衆衛生法の規定に基づき、施設等が衛生基準等に合致するか、また適切に維持管理されているかを確認するため、生活衛生施設等に対する立入検査（監視指導）を行うが、各施設の衛生水準向上のため、継続的指導が必要
- 食の安全・安心の確保のため、健康被害の未然防止と、安全な食品の流通確保が課題

【取り組み】

- 計画的な監視計画を作成し、生活衛生施設、水道施設、特定建築物等の届出の受理、確認検査、監視指導を実施し、監視計画及び監視方法の見直しを図り効率的な監視指導を実施
- 食の安全を確保するため、食品衛生法上の規定に基づき、柏市食品衛生監視指導計画を策定し、営業施設に対する監視指導及び流通食品の収去検査等を計画的、効率的に実施

(4) 新型コロナウイルス感染症対策の充実・強化〈保健予防課〉

【課題内容】

- 新型コロナウイルス感染症対策について、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、変異株の感染力や毒性に応じた対応が求められる。このため、感染状況や医療提供体制等を見据えた段階に応じた適切な対策が十分に図れるような体制整備を進める必要がある

【取り組み】

- 今後、さらなる感染の急拡大において十分な対応が図れるよう新型コロナウイルス感染症対策業務を全般に見直し、必要なICT化や外部委託化等を進める。さらに、関係機関との連携の強化や体制整備を進める

(5) 人と動物との共生社会の推進〈動物愛護ふれあいセンター〉

【課題内容】

- 人と動物が共に住みやすい街づくりを目指すなかで、犬猫の引取り数及び殺処分数を減らすことは重要な課題

【取り組み】

- 動物の収容数を減らし返還や譲渡数を増やすため、適正飼養について普及啓

発を行うとともに、収容・譲渡動物情報の広報を実施

(6) 新型コロナウイルス感染症対策の推進※ワクチン接種のみ記載 〈健康増進課〉

【課題内容】

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び重症化予防の観点から、円滑なワクチン接種を実施していくことが重要

【取り組み】

- 更なるワクチン接種の加速化を図るため、3回目接種率が停滞気味の世代への接種機会を拡充するとともに、4回目接種体制に向けて準備を進めていく。

(7) がん対策の推進 〈総務企画課〉

【課題内容】

- ・在宅療養を行う40歳未満のがん患者が介護サービス等を利用する際に、その費用を助成する制度がない（20～40歳未満）、もしくは、助成制度はあっても利用できるサービスが限定的（0歳～20歳未満）

【取り組み】

- ・40歳未満の若年のがん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して療養生活を送れるよう、若年がん患者の方が介護サービス等を利用する際に、その費用の一部を助成します。

2 (3) 各部署の主な事業と課題

令和4年5月19日

健康福祉審議会全体会資料

1 部署名
こども部
2 部の所管業務について
こども政策課（子育て支援に係る計画に関することなど） 子育て支援課（地域子育て支援拠点整備，児童センターなど） こども福祉課（児童手当，子ども医療費助成，ひとり親支援など） こども支援室（児童相談所設置調査に関することなど，家庭児童相談） 学童保育課（学童保育，こどもルームの運営・整備） 保育運営課（保育園の運営など） こども発達センター（こども発達相談，療育支援など） キッズルーム（入園児童の生活指導・機能訓練・保育園等訪問支援など）
3 令和4年度の主な方針と取り組み
(1) 子ども・子育て支援事業計画の改定・策定準備 〈こども政策課〉 【現状】 ・幼児期の教育・保育，地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図るための計画である「子ども・子育て支援事業計画」に基づき種々の事業を実施 【課題内容】 ・本年度が計画期間（令和2年度から令和6年度）の中間年に当たるため，実態把握や見直しの検討・実施が必要 【取り組み】 ・各事業ごとに実績値と量の見込みの比較・分析を行い，次年度以降の期間について必要に応じ見直しを実施。改定後の計画として令和4年度内の策定を予定
(2) 地域子育て支援拠点事業・利用者支援事業 〈子育て支援課〉 【現状】（令和3年度） ・はぐはぐひろば沼南・若柴利用者数：31,253人（前年度比22.9%増） ・利用者支援事業相談件数：1,714件（前年度比25.7%増） 【課題内容】 ・コロナ禍により外出の機会が極端に減少し，乳幼児親子の孤立化が進んでいるため，親子の交流の場の提供・子育てに関する情報提供や相談対応の更なる充実が必要 【取り組み】

- ・子育て支援アドバイザーによる、出張相談・miniひろばの実施箇所数・回数を増加

(3) 児童手当の制度改正について 〈こども福祉課〉

【現状】

- ・児童手当は0歳から中学生までの子どもに対し、1人あたり月額10,000円（3歳未満及び第3子以降は15,000円）を支給する制度
- ・所得制限を超えている世帯に対しては、特例給付として月額5,000円を支給

【課題内容】

- ・国の制度改正に基づき、令和4年6月分より所得上限限度額が設けられ、さらに所得の高い世帯については手当の支給がなくなる。

例：小学生児童2人と年収103万円以下の配偶者の場合

主たる生計者の年間収入額	手当月額
0～960万円	20,000円（児童手当10,000円×2人）
960万円～1,200万円	10,000円（特例給付5,000円×2人）
1,200万円以上	0円（手当対象外） ※R4.6月～新設

- ・今年度より、毎年6月に提出していた現況届が原則として不要になる。但し、離婚調停中の保護者や施設受給者等、一部の受給者は引き続き提出が必要

【取り組み】

- ・児童手当の対象となる全ての世帯に案内文を送付。改正内容の周知に努める。

(4) 児童相談所設置事業 〈こども支援室〉

【現状】

- ・令和3年6月「(仮称)柏市子ども家庭総合支援センター基本計画」公表
- ・令和4年5月「(仮称)柏市子ども・若者総合支援センター整備計画」公表（予定）

【課題内容】

- ・専門職職員の人材確保・育成
- ・児童養護施設や里親等の受け皿の不足
- ・財源確保

【取り組み】

- ・施設整備に向けた基本設計等（令和5年度：実施設計、令和6年度～建設工事を予定）
- ・職員の育成のため、児童相談所へ職員派遣（令和4年度：13名）

(5) 医療的ケア児の安全な保育 〈保育運営課〉

【現状】

- ・令和4年8月、医療的ケア児の保育の開始に向け、令和4年4月15日から入園申請を受ける期間となっている。現在、3名の方が申請を検討中

【課題内容】

- ・対象児が集団生活が可能であるか判断するための【柏市医療的ケア児等保育実施検討審査会】の立ち上げ
- ・安全な受け入れ態勢と現場のバックアップ体制の構築
- ・関係機関との密接な連絡体制の構築
- ・今後のニーズを睨みながら更なる受け入れ体制の拡充

【取り組み】

〈審査会について〉

- ・令和3年度中に附属機関条例を改正し、条例整備済み
- ・今後関係団体に委員の推薦を依頼

〈安全な運営体制構築〉

- ・環境整備
トイレ、床、医療器具に必要なコンセントの増設等を実施
ケアに当たる看護師の損害賠償保険に加入
- ・人的体制
看護師、保育士の配置
- ・医療的バックアップ体制
看護師に指導助言を行う指導医派遣協定を締結予定
訪問看護事業者に業務委託の予算を確保

〈関係機関との緊密な連携構築〉

- ・受け入れた乳幼児に関わる多様な主体によるケース会議を開催

〈体制拡充〉

- ・これまで市に寄せられた医療的ケアが必要な乳幼児の相談状況や、医ケア法施行による関心の高まり等から一定程度の需要はあると考えるが、本市としては初めての取り組みであり拡充の可否について十分な検討が必要

■保健福祉部・保健所・こども部 幹部職員名簿

	役 職	氏 名
保健福祉部	部長	高 橋 裕 之
	理事〔法人・障害福祉担当〕	吉 田 みどり
	理事〔市立病院・老健担当〕	小 倉 孝 之
	参事	原 竜太郎
	福祉政策課長	橋 本 圭 司
	福祉総務課長	虻 川 純 子
	地域医療推進課長	梅 澤 貴 義
	高齢者支援課長	宮 本 さなえ
	地域包括支援課長	恒 岡 真由美
	法人指導課長	渡 邊 浩 司
	医療公社管理課長	橋 爪 秀 直
	障害福祉課長	渡 辺 清 一
	生活支援課長	矢 部 裕美子
保健所	所長	依 田 紀 彦
	理事〔総務企画・新型コロナウイルス感染症・新型コロナウイルスワクチン接種担当〕	沖 本 由 季
	次長兼総務企画課長	恒 岡 厚 志
	保健予防課長	小 倉 恵 美
	生活衛生課長	小 野 健 司
	動物愛護ふれあいセンター所長	水 田 勲
	地域保健課長	星 裕 子
	健康増進課長	浅 野 美穂子
	衛生検査課長	山 本 麻 弓
こども部	部長	高 木 絹 代
	次長兼こども福祉課長	込 山 浩 良
	こども政策課長	眞 塩 さやか
	子育て支援課長	渡 会 美 保
	こども支援室長	野 戸 史 樹
	学童保育課長	染 谷 和 弘
	保育運営課長	前 田 典 彦
	こども発達センター所長	丸 山 英 治

令和4年度 柏市健康福祉審議会 開催予定表

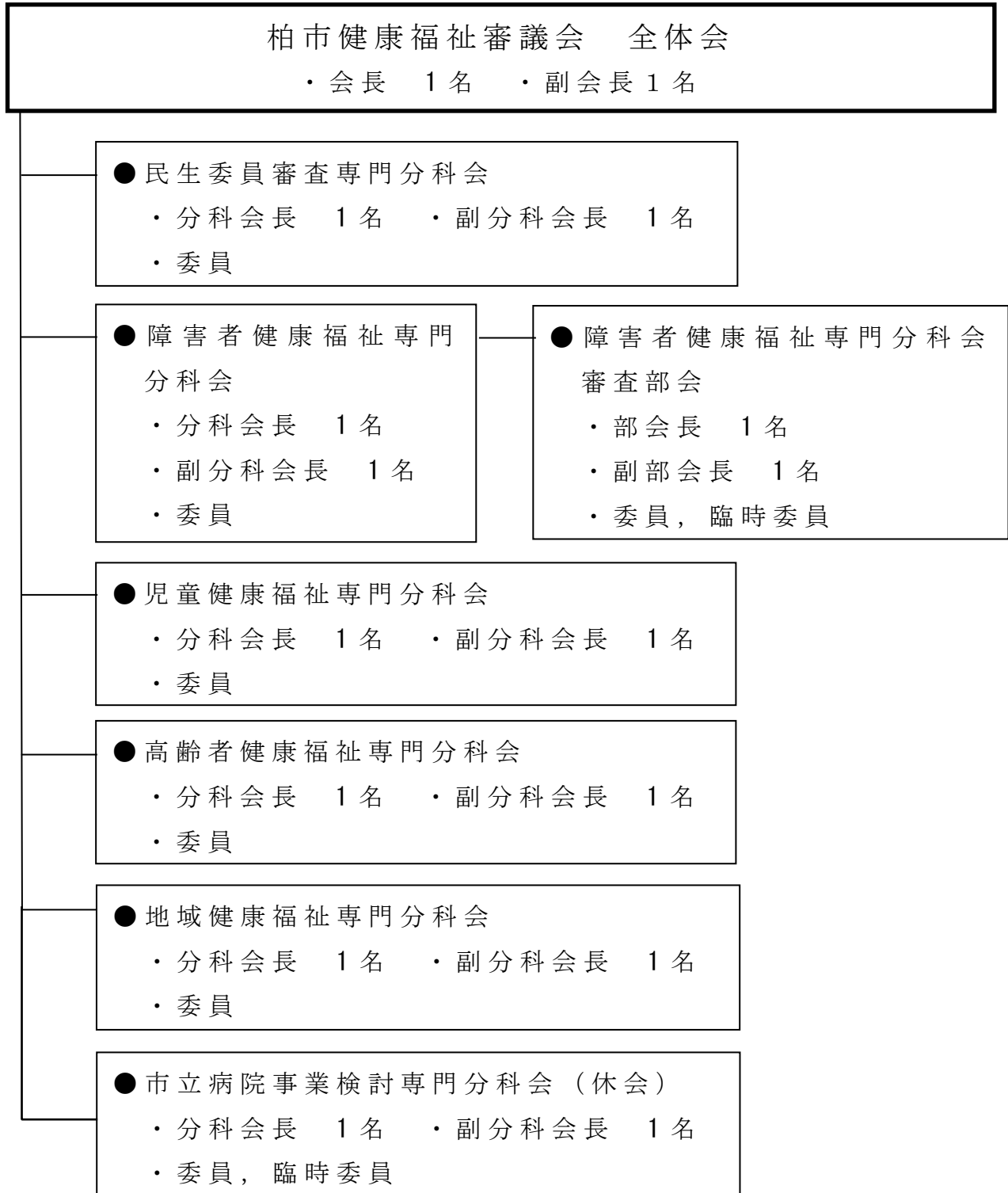
	全体会	専門分科会						
		民生委員	障害者	障害審査部会	児童	高齢者	地域	市立病院
4月								休 会
5月	【第1回】 5月19日(木)							
6月				【第1回】 6月22日(水) 会場未定				
7月			【第1回】 7月21日(木) 柏地域医療連 携センター		【第1回】 会場未定	【第1回】 7月21日(木) 柏地域医療連 携センター		
8月								
9月								
10月				【第2回】 10月26日(水) 会場未定	【第2回】 会場未定	【第2回】 10月6日(木) 柏地域医療連 携センター		
11月			【第2回】 11月17日(木) 会場未定					
12月								
1月								
2月			【第3回】 2月16日(木) 障害者活動セン ター	【第3回】 2月22日(水) 会場未定	【第3回】 会場未定	【第3回】 2月2日(木) 柏地域医療連 携センター		
3月		【第1回】 未定					【第1回】 未定	

※各分科会の詳細については、決まり次第、分科会担当課より通知いたします。

(お問合せ先)

柏市役所 保健福祉部 福祉総務課 地域福祉担当 吉田, 石田, 中村
 〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号
 TEL 04-7167-1131 / FAX 04-7164-3917
 E-mail: fukushisomu@city.kashiwa.chiba.jp

柏市健康福祉審議会の構成



○柏市健康福祉審議会条例

平成19年12月26日

条例第46号

改正 平成25年3月29日条例第24号

平成25年6月28日条例第33号

平成29年3月22日条例第10号

令和2年6月26日条例第30号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、本市における健康福祉の向上及び増進のための総合的な施策の推進に資するため、柏市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項（法第12条第1項に規定する児童福祉に関する事項を含む。）を調査審議する審議会その他の合議制の機関及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第25条に規定する幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関とする。

(平25条例33・一部改正)

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ、児童福祉、精神障害者福祉その他の社会福祉に関する事項を調査審議すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、認定こども園法第25条に規定する事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、健康福祉に関する重要な事項を調査審議すること。
- (4) 健康福祉に関する重要な事項について市長に意見を述べること。

(平25条例33・一部改正)

(組織)

第3条 審議会は、委員35人以内をもって組織する。

2 市長は、審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 社会福祉事業に従事する者

(3) 学識経験者

(4) 本市の住民

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(平29条例10・一部改正)

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 臨時委員の任期は2年以内とし、当該臨時委員の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、当該臨時委員は解嘱されるものとする。

3 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 現に在任する委員の総数の4分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の請求があったときは、会長は、会議を招集しなければならない。

3 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員のうち出席した者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前2項の規定にかかわらず、感染症のまん延の防止の必要その他のやむを得ない事情があると会長が認めるときは、委員及び議事に関係のある臨時委員に議事に係る意見を

求め、その半数以上から意見書の提出があった場合に限り、会長の決定をもって会議の議決に代えることができる。

- 6 会長は、前項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、当該決定について委員及び議事に関係のある臨時委員に報告しなければならない。

(令2条例30・一部改正)

(専門分科会)

第7条 審議会に、次に掲げる専門分科会を置く。

- (1) 民生委員審査専門分科会
- (2) 障害者健康福祉専門分科会
- (3) 児童健康福祉専門分科会
- (4) 高齢者健康福祉専門分科会
- (5) 地域健康福祉専門分科会
- (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める専門分科会

(民生委員審査専門分科会の所掌事務等)

第8条 民生委員審査専門分科会は、審議会の所掌事務のうち民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議する。

- 2 民生委員審査専門分科会に属する委員は、市議会議員の選挙権を有する委員のうちから会長が指名するものとし、その数は10人以内とする。ただし、市議会議員のうちから指名される委員の数は、3人を超えてはならない。

- 3 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、会長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

- 4 第5条及び第6条の規定は、民生委員審査専門分科会について準用する。この場合において、同条第3項から第6項までの規定中「委員及び議事に関係のある臨時委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

- 5 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(令2条例30・一部改正)

(民生委員審査専門分科会以外の専門分科会の所掌事務等)

第9条 次の各号に掲げる専門分科会は、審議会の所掌事務のうちそれぞれ当該各号に掲

げる事項を調査審議する。

- (1) 障害者健康福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の健康福祉に関する事項
- (2) 児童健康福祉専門分科会 児童及び母子の健康福祉に関する事項並びに第2条第2号に規定する事項
- (3) 高齢者健康福祉専門分科会 高齢者の健康福祉に関する事項
- (4) 地域健康福祉専門分科会 地域における健康福祉に関する事項
- (5) 第7条第6号の規則で定める専門分科会 前条第1項及び前各号に規定する事項のほか、規則で定める事項

- 2 前項各号に掲げる専門分科会に属する委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 第5条及び第6条の規定は、第1項各号に掲げる専門分科会について準用する。
- 4 審議会は、第1項各号に掲げる専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(平25条例33・平29条例10・一部改正)

(審査部会)

第10条 障害者健康福祉専門分科会に、審査部会を置く。

- 2 審査部会は、障害者健康福祉専門分科会の所掌事務のうち次に掲げる事項を調査審議する。
 - (1) 身体障害者の障害程度の審査に関する事項
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定に関する事項
 - (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものを除く。）の指定に関する事項
- 3 審査部会に属する委員及び臨時委員は、障害者健康福祉専門分科会に属する医師である委員及び臨時委員のうちから、会長が指名する。
- 4 審査部会に部会長及び副部会長各1人を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によりこれを定める。
- 5 第5条（第1項を除く。）及び第6条の規定は、審査部会について準用する。

6 審議会は、第2項各号に掲げる事項に関して市長から諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(平25条例24・一部改正)

(意見の聴取等)

第11条 審議会、専門分科会及び審査部会（以下「審議会等」という。）は、必要に応じて委員及び臨時委員以外の関係者に対し、審議会等の会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(社会福祉法等との関係)

第12条 民生委員審査専門分科会は、法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会とする。

2 障害者健康福祉専門分科会は、法第11条第1項に規定する身体障害者福祉専門分科会とする。

3 児童健康福祉専門分科会は、法第12条第2項において読み替えて適用される法第11条第1項に規定する児童福祉専門分科会とする。

4 審査部会は、社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項に規定する審査部会とする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(柏市附属機関設置条例の一部改正)

2 柏市附属機関設置条例（平成8年柏市条例第6号）の一部を次のように改める。

別表市長の項柏市健康福祉審議会の目を削る。

附 則（平成25年条例第24号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第33号）

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

○柏市健康福祉審議会市立病院事業検討専門分科会規則

平成24年4月16日

規則第70号

改正 平成26年3月31日規則第14号

平成29年3月22日規則第17号

(設置)

第1条 柏市健康福祉審議会条例（平成19年柏市条例第46号。以下「条例」という。）第7条第6号の規定に基づき、条例第1条第1項に規定する柏市健康福祉審議会に市立病院事業検討専門分科会を置く。

(平29規則17・一部改正)

(所掌事務)

第2条 条例第9条第1項第5号の規則で定める事項は、本市の病院事業に関する事項とする。

(平29規則17・一部改正)

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

(平29規則17・旧第5条繰上)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平26規則14・旧第1項・一部改正)

附 則 (平成26年規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年規則第17号)

この規則は、柏市健康福祉審議会条例の一部を改正する条例（平成29年柏市条例第10号）の施行の日から施行する。

柏市健康福祉審議会運営要領

制定 平成 28 年 4 月 1 日

施行 平成 28 年 4 月 1 日

1 趣旨

この要領は、柏市健康福祉審議会条例（平成 19 年 12 月 26 日条例第 46 号。以下「条例」という。）第 13 条の規定に基づき、柏市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

2 審議会の組織及び運営

次に掲げる事項について書面により行うことができるものとする。

(1) 条例第 2 条に規定する諮問

(2) 条例第 3 条第 3 項に規定する委員及び臨時委員の委嘱

(3) 条例第 5 条第 1 項に規定する会長及び副会長の、委員による互選

(4) 条例第 8 条第 2 項及び第 9 条第 2 項に規定する各専門分科会に属する委員及び臨時委員の、会長による指名

(5) 条例第 8 条第 4 項及び第 9 条第 3 項に規定する第 5 条第 1 項の準用する、各専門分科会長及び副会長の、委員による互選

(6) 条例第 10 条第 3 項に規定する審査部会に属する委員及び臨時委員の、会長による指名

(7) 条例第 10 条第 4 項に規定する審査部会長及び副部会長の、委員による互選

(8) その他、審議会の組織及び運営の手續きに係る事務

3 補則

この要領に定めるもののほか審議会運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は，令和 2 年 4 月 1 日から施行する。